

第28回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 令和8年7月14日（火） 15：00～15：51

2. 場 所 中央合同庁舎第8号館6階623会議室

3. 出席者 原子力委員会

上坂委員長、直井委員、吉橋委員、青砥参与、畑澤参与、岡嶋参与、
小笠原参与

内閣府原子力政策担当室

恒藤審議官、井出参事官、中島参事官

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 保障措置部門

中桐参事官、山田総括補佐

4. 議 題

（1）我が国における令和7年（2025年）の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関（IAEA）による「2025年版保障措置声明」の公表（原子力規制庁）

（2）その他

5. 審議事項

（上坂委員長）時間になりましたので、令和8年第28回原子力委員会定例会議を開催いたします。

本日は、青砥参与、畑澤参与、岡嶋参与、小笠原参与に御出席いただいております。なお、小笠原参与はオンライン参加であります。

本日の議題ですが、一つ目が我が国における令和7年（2025年）の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関（IAEA）による「2025年版保障措置声明」の公表、二つ目がその他であります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

（井出参事官）それでは、一つ目の議題です。我が国における令和7年の保障措置活動の実施結果及び国際原子力機関による「2025年版保障措置声明」の公表につきまして、原子力

規制庁長官官房放射線防護グループ参事官、中桐様より御説明をいただきます。

本件は、原子力利用に関する基本的考え方の3の4、国際協力の下で原子力の平和利用及び核不拡散・核セキュリティ等の確保等を進めるに主に関連するものです。

それでは、中桐様から御説明をお願いいたします。

(中桐参事官) ありがとうございます。原子力規制庁保障措置部門の中桐と申します。よろしくをお願いいたします。

タイトルにもありますように、我々の方から2つのことを御報告いたします。

まず、1点目、我が国における昨年2025年の保障措置活動の実施結果でございます。3段落目に書いてございますけれども、昨年1年間、原子力規制委員会が実施した保障措置検査などによりまして、国際規制物資使用者による国際規制物資の計量及び管理は適切に行われていることが確認できたと考えております。

詳細につきまして、保障措置活動の概況を1ページ目にも書いてございますけれども、まず4ページ目の表に飛んでいただきまして、そちらで概況をお話しできればと思います。別紙1になります。

横表をお示ししておりまして、上の方の①の表でございます。

まず施設の数につきましては真ん中の方の行を御覧ください。合計と書いてあるところ、保障措置の規制の対象となっている施設などの数は、合計で2,177施設ということであります。これらを対象としまして、保障措置検査のまず実績から御紹介をいたしますと、少し右の方にいっていただいて、1,954人・日、約2,000人・日というのが昨年1年間の我が国としての実績ということになります。この1,954人・日のうち、原子炉等規制法に基づく指定機関である核物質管理センター、この紙ではNMCCと略してございますけれども、そちらが1,810、大部分を担っていただいているということでありまして、この核物質管理センターが保障措置検査の実施において引き続き重要な役割を果たしているということを御覧いただけるかと思います。

次に、その縦の列に沿って御覧いただきますと、こちらの括弧書きは一昨年前、2024年の実績になります。それとの比較で、例えば御覧いただきますと、加工施設については検査の実績が増えている。これはその加工施設において3か月ごとに行われる中間検査が、たまたま回数が2025年の方が多かったというような例もございます。

試験研究炉の下の行を御覧いただきますと、査察の数は減っておりますけれども、これはその2024年に試験研究炉であったメンテナンスが2025年にはなかった。このことか

ら、それに伴う査察の数も減ったというような、このような施設ごとに見れば2024年から25年にかけての変化というものはあるわけですが、結果として全ての施設に関して足し合わせると、おおむね2024年と同程度の査察、保障措置検査を行ったというのが2025年の総括ということになります。

さらに、右の方を御覧いただきますと、国際規制物資の使用に関する規則に基づく計量管理に関する報告の数として、4,958件というところがございます。これは事業者からの報告があった計量管理に関する報告の数ということでありまして、これらのうち必要な報告をIAEAにも提出しているということでもあります。

続いて、同じページの②の表を御覧いただきますと、こちらは協定に基づいて設計情報検証や補完的なアクセスということで、こちらは指定機関を使うことなく国の職員が対応をしている保障措置活動の数ということになりますが、こちらは一昨年2024年と同程度の活動を行ったと言えると考えております。

1ページ目にお戻りください。

以上が保障措置活動の概況としてお伝えしましたが、1ページ目の一番下の方から、そのほか、施設ごとのトピックを幾つか御紹介をしております。まず、東京電力の福島第一原子力発電所に関する保障措置活動ということを、1ページ目の下から書いてございますが、1号機から3号機に関しましては引き続き通常の保障措置活動の実施が困難という状況が続いておりますので、この発電所のサイト内のみ適用される追加的な活動によって保障措置を行っているということでもあります。また、特に昨年のトピックといたしましては使用済燃料プールからの燃料取出しにつきまして、まず6号機からは新燃料を海外へ搬出した。また2号機及び1号機からはその使用済燃料の取出し開始に向けて準備をするといったようなことについて、IAEAとの協議を行いまして必要な活動を実施できたと考えております。また、燃料デブリに関しましても試験的取出しで、テレスコピック型の取出しの2回目というのが2025年は行われましたけれども、1回目と同様、IAEAや東京電力事業者と協議をしながら進めることができたと考えております。

続いての黒丸でありますけれども、原子炉は実用発電用原子炉の敷地内に乾式貯蔵施設を置くという動きが進んでございますけれども、昨年2025年に四国電力伊方発電所で敷地内の乾式貯蔵施設の運用が開始されまして、これに関しましてもIAEAとの協議を踏まえて適切な保障措置活動を行いました。

さらに、次の黒丸でありますけれども、こちらはIAEAの参加なく国の職員のみで単独

保障措置検査というものを行って、この取組は2020年から開始しておりますけれども、2025年に関しましても13件に対して22人・日の単独検査を行ったということであり、また、それらの結果についてIAEAに報告してございます。

続いて、③、保障措置検査以外での主な保障措置活動について御紹介をしています。

まず一つ目、保障措置検査で試料を採取した核燃料物質につきまして、指定機関である核物質管理センター、NMCCの分析施設において、169試料の分析を行って、IAEAとの間で保障措置上有意な差異がないといったようなことを確認しております。

続いての黒丸でありますけれども、環境試料につきましてはIAEAのネットワーク分析所としても認定を受けておりますJAEAの高度環境分析研究棟、CLEARと呼んでおりますけれども、こちらでの分析を行ってございます。昨年については66件の環境試料を分析に出しましたが、この分析に関しては二つの効果があると考えております。すなわち一つ目は我が国として、このような環境分析の技術の開発及び高度化、こうした技術を維持するということを行っているという点、そしてもちろん2点目といたしまして、IAEAのネットワーク分析所ということでございますので、そのIAEAの世界での保障措置活動への貢献という意味合いも含まれている。こうした事業であると考えております。

次の黒丸、大型MOX燃料加工施設、いわゆるJ-MOXに関しましては、その操業を見据えましてIAEAや米国ロスアラモス研究所、またJAEAなどとも共同でその保障措置機器を開発をいたしてございまして、昨年についてはそのような開発した保障措置機器の一つであって、主要な機器とも言えるMOX燃料粉末の貯蔵容器測定機器というものを、アメリカから施設の方への搬入を行ったということでございます。

続いて、おめくりいただいて3ページ目であります。国内保障措置体制の強化ということで、やはり今後の保障措置の活動に大きく影響を与える六ヶ所再処理施設、それからJ-MOXのしゅん工などの動向を踏まえまして、今後の保障措置活動の増大に対応するという観点から、7月以降、保障措置室というものを部門に改組した。言わばアップグレードをしたということに加えて、その保障措置に関する課題について検討を進めるための検討会を規制委員会の中に設置をいたしまして、先日報告書もまとめましたけれども、検討を進めたということをつピックとして御紹介をしています。

以上が、1点目の御報告事項、昨年の保障措置活動の実施結果ということでありました。

続いて、2点目の御報告事項といたしまして、IAEAによる2025年版保障措置声明の公表についてでございます。こちらは御案内のとおり、IAEAは毎年、前年分の保障措

置活動の結果というものを取りまとめて公表しているということではありますが、２０２５年に関しても先月６月に公表をされました。この中で我が国に対する評価というものも明示をされておりまして、四角の中を御覧ください。

I A E Aは、我が国も含めて包括的保障措置協定と追加議定書を発効している国の中で、特に７５の国について拡大結論というものを認めたということでもあります。こちらの拡大結論につきましては二つの根拠。一つ目は申告された核物質についての平和的な活動からの転用の兆候が見られない。二つ目、未申告の核物質及び活動の兆候が見られない。この二つのことを根拠とした拡大結論ということでありまして、我が国についても全ての核物質が平和的活動にとどまっていると評価をされている。また、我が国はこうした仕組みが取り入れられた２００３年の活動以降、連続してこのような極めて高い評価を得られているというふうに考えております。

これに関する参考資料といたしましては、一番最後の８ページ目を御覧ください。

我が方で取りまとめた２０２５年版の保障措置声明に関する概要ということではありますがこの包括的保障措置協定C S A、及び追加議定書A Pを発効している国が１３８か国ございますけれども、その中で特に黒い枠囲いで７５とあります。日本はこの７５の国の中の一つとして拡大結論を得られたという取りまとめになってございます。いずれにしましても我が国として引き続きこのような評価を得ていけることができるよう、保障措置活動を万難を排して行いたいと考えております。

御報告は以上になります。

(上坂委員長) 御説明どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、３０分をめぐに質疑を行いたいと思います。直井委員からお願いします。

(直井委員) どうも中桐様、御説明ありがとうございました。我が国にある全ての核物質が平和的活動にとどまっているというI A E Aの評価ですね、拡大結論が２００３年以降連続して得られていることは、フルセットの燃料サイクル施設を有します我が国にとって大変重要なことでありまして、日頃の保障措置活動をされているJ S G O、N M C Cの皆様、事業者の皆様に心より敬意を表したいというふうに思います。

初めの質問なのですが、我が国の保障措置活動の最初のトピックスのところで御説明いただきました1 Fの燃料デブリの保障措置についてお伺いしたいと思います。

昨年度、東京電力とN D Fからデブリの大規模な取出し工法に関わる検討結果が報告され

ました。まだ正式にこの工法でいくというふうに決定がなされていないと承知しておりますけれども、こういった検討の中で保障措置アプローチについて、併せて東京電力さんと議論するような場というのはあったのでしょうか。教えていただけますでしょうか。

(中桐参事官) ありがとうございます。

東京電力やNDFにおける今後のデブリの取出しに関する検討経過に関しましては、IAEAの方にもタイミングを見て適宜情報は共有されているというふうに考えております。ただおっしゃっていただいたように、まだ未確定の事項なども含んでいるかと思いますので、まずは現状を踏まえて、身近なところからしっかりと燃料デブリが不要に持ち出されているおそれというものを抱かれないような、どのように燃料デブリの状態を監視できるのかといったような点が当面の間、大きなテーマになろうかなというふうに考えております。

(直井委員) どうもありがとうございます。

本格的な取出しまで、まだまだ時間があるというところなのですが、セーフガードバイデザインの重要性の認識を東電さんにも持っていただいて、できるだけ早い段階でIAEAと相談を開始するというふうにしていただければというふうに思います。

それから、六ヶ所の再処理施設の竣工を間近に控えて、保障措置体制の強化など準備がかなり忙しいというふうに思います。それで昨年度、保障措置室を部門に改組するというふうにアップグレードしたということと、検討会を設置して保障措置体制の拡充を進めているということが御報告ございました。

まず、六ヶ所の再処理施設、それからJ-MOXのしゅん工に向けた人員の強化ですとか、保障措置査察官の育成について教えていただけますでしょうか。

(中桐参事官) ありがとうございます。

まず、人員の強化につきましては、例えば今年度につきましては定員の増強ということで要求をさせていただいて、3名の増員というのが認められているというところであります。ただそのような増員が認められても、おっしゃるように中身、その人材をいかに育成するかという点も非常に重要なテーマと考えておりまして、例えば規制委員会では独自の資格制度を立ち上げておりまして、その中に査察官資格というものも設けて、資格試験を含めた制度を立ち上げておりますし、それは規制庁のプロパーの新人のみならず、中途採用で我々規制庁のメンバーになった者に対しても同じ資格研修制度又は試験などを適用するというようなことで行っておりますので、引き続きそのような資格の教育制度というものを充実をさせて、運用をしていきたいというふうに考えております。

(直井委員) どうもありがとうございます。なかなか大変かと思いますが、是非頑張っていたきたいと思います。

それから、今年の11月に、4年に1回、IAEAで開催される保障措置シンポジウムがウィーンで予定されていますけれども、JSGOさんから何か御発表予定がございましたら教えていただけますでしょうか。

(中桐参事官) ありがとうございます。

まだ、色々と選考などが進んでいる段階ではありますが、今のところ、例えば六ヶ所再処理施設での保障措置の経験ですとか、あと福島第一原子力発電所での経験、また加工施設などで保障措置の対応をいかに日本としてIAEAと協議をしながら改善を図っているかというような点について、できるだけ発表をして、日本の経験を共有するとともに各国からも色々と御意見を頂いて、意見交換して帰ってきたいというふうに考えております。

(直井委員) どうもありがとうございます。保障措置シンポジウムというのは世界中から専門家が一堂に会する大変よい機会ですので、日本の経験を是非外に向けて発信していただきたいなと思いました。どうもありがとうございます。

私からは以上です。

(上坂委員長) それでは、吉橋委員、お願いいたします。

(吉橋委員) 中桐様、御説明ありがとうございます。今年度におきましても、先ほど直井委員からもありましたけれども、IAEAからの拡大結論を得たということは関係者の皆様の努力の結果だと思います。大変感謝いたします。

さらに、また昨年に引き続き原子力規制委員会の検査員が積極的に保障措置活動に参加しているということで、特にNMCCの協力もあってということをお聞きしたかと思いますが、非常に多くの方がこのような検査に参加されているということは非常にすばらしい取組だと思います。それによって得られた経験を皆さんで共有されているかと思いますが、具体的な取組があれば教えていただければと思います。

(中桐参事官) ありがとうございます。

おっしゃるとおり、我々現場で得た経験というのをいかに広げていくかというところを大事なテーマと考えておりまして、まず一つは毎年大体春頃に、全ての事業者にお声掛けをした事業者連絡会というものを開催してございまして、そちらで我々が査察で得て学んだことや、そのほかIAEAの最近の動向なども含めて情報共有をするというような会を開いてございますので、そういった取組をしていると。また、そういった取組につなげるために、

我々査察官の間で学んだ経験というものを、課内でも共有をするような取組というのもやっておりますが、なかなか日々の業務に追われて難しいというところもありますけれども、色々工夫をして進めていきたいというふうに考えております。

(吉橋委員) ありがとうございます。事業者に関する説明会は、私も何度も聞かせていただいて、情報共有していただけているというのは常に感じております。査察官の方たちがきちんと情報共有されていて、核セキュリティなど色々と考えなければならない問題が最近あるかと思いますので、色んな経験を皆で共有してしっかり守っていければいいなと思っております。

先ほど直井委員の御質問もありましたが、昨年も私からお聞きしましたが、女性とか若い検査官の増員の現状はどうか。昨年度もそれほど大きな変動がないと、今も3名ほど増員ということでなかなか難しいというお話ですが、たしか昨年度の話だと技術職の人以外にも事務職員の方にも門戸を広げた取組をされているということでしたが、その辺り、1年たって浸透されていますか。

(中桐参事官) ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおり、規制庁の中では色々な、例えば正規の審査や検査などについても同じような試験資格制度を立ち上げておりますが、やはり保障措置に関してはある程度事務系の方でも導入することができるんじゃないかという思いもありまして、少なくとも保障措置に関しては技官、事務官とは同じコースをしっかり履修をして、それらの認定資格をクリアすれば資格を取得することができるという仕組みを整えてございます。

残念ながら昨年以降1年間で、女性で新たに資格を取得された方というのは、今のところ、ぱっとは思いつかないのですが、確実に関連するコースを受講されている方というのは、少しずつではありますが増えているかなと思いますので、引き続き色々な方に門戸を広げた形で、査察官の増員ですとか、あとは保障措置の重要性に対する理解を深めていければと考えております。

(吉橋委員) ありがとうございます。

先ほどもあったような燃料デブリの取出しだとか、六ヶ所のことだとか日本が注目されているところでもありますので、多くの人に入っていただいて、色々な視点で保障措置が広がっていくといいなと思っております。

最後なんですけれども、少し資料の読み方を教えてください。別紙2は、計量管理が行われたものをまとめているかと思うのですが、この資料と後ろの6ページ目の在庫の量

に関して、一部は数字を見ていると一致すると思うのですが、これは同じものを図として表わしていると考えればよろしいのでしょうか。

というのは、表だけですとなかなか輸入、輸出の動きまでは見えないので、同じものを表しているならば、両方見ながらというのがいいのかなと思いました。

(山田総括補佐) 原子力規制庁保障措置部門の山田と申します。

今御指摘のございました別紙2の5ページ、6ページの数字の差ですが、これにつきましては区分が異なっておりまして、5ページの下に記載がございしますが、原子炉等規制法及びその関係法令に基づく規制区分と完全に一致しているものではございません。その次のページにつきましては原子炉等規制法上の規制区分というようになっておりますので、数字が一致していないところがございます。

以上です。

(吉橋委員) 御説明ありがとうございます。数字の見方が分からなかったのもので御質問させていただきました。

私からは以上になります。

(上坂委員長) それでは、参与からも御質問や御意見を伺います。

青砥参与から御意見を頂ければと思います。

(青砥参与) 中桐様、ご説明どうもありがとうございました。

私からは前半について一つ、後半について一つ質問させていただきたい。

前半については、別紙1で丁寧に保障措置活動の状況をお話しいただいたのですが、この数値が昨年と同程度という話がありました。これ自体はもともと、例えば年初めの計画のようなものに従った実績なのか、あるいはIAEAや様々な要求がある中で、成り行きというか実績、積上げとしてこの数値となつてほぼ同等のレベルになったのか、その辺りを教えていただきたい。もし成り行きとして実績がこうなったのだというのであれば、その中身も含めた、数は同じかもしれないのですが、全体の評価、充足性についてはどうお考えなのか、その辺りについてお願いします。

(中桐参事官) ありがとうございます。

こちらの査察保障措置活動検査の実績につきましては、定期的に例えば在庫の棚卸しに伴い発生するものなどを、ある程度年の初めに予見が効くものと、あとは原子力の活動、例えば燃料を搬入するですとか、何か特別なメンテナンスをするので確認をする必要があるなどの、その予見が必ずしも年の初めにはできないものというふうに二つに分けることができる

かなと思っております。そのような結果といたしまして、たまたま2024年と25年はほぼ同程度の活動、同程度の人・日というのが結果として出たというふうに理解してごさいますけれども、各施設におきまして査察が必要なのか必要でないのか、どのような活動を行うのかということに関しては、IAEAとも定期的ないしは必要に応じて不定期も含めて協議をいたしまして、その協議の結果として必要な検査を行っておりますので、充足としては十分に満たされているというふうに考えております。

(青砥参与) 分かりました。中身について、充足性は確保されている。数についてはたまたま同等になった。そういう理解で。

(中桐参事官) はい。

(青砥参与) ありがとうございます。

後半についてですが、両委員からもありましたように、2003年以来連続して拡大結論を得続けている。すばらしい成果についてお話しいただいて、最後のページでもそのような内容をお話になったと思います。大変すばらしい成果だと思いますが、残念ながら一般にはというか、ほとんど知られていない、あるいは認識されていない成果のように思われます。せっかくこのような成果を得ていながら、なかなか認知されず、そのすばらしさも価値も何だかよく分からないままになっているというのは非常に残念なことだと思います。この内容自体は既に私もネット等で御庁から出されているのは分かっていますが、更に積極的なアピールをして、その成果を宣伝していくというお考えがありましたら、お話ししたいと思います。

(中桐参事官) ありがとうございます。

まさにその保障措置活動が日本の原子力の大前提としてあって重要であるというのは、我々としても強く思っているところでございまして、例えば昨年でございますと、我々が立ち上げたあり方検討会の中でもこの検討会は全て公開で議論をいたしまして、様々な有識者からの御知見を賜りながら、また事業者の参加も得まして保障措置というのがいかに重要なものであって、今後どのような課題を克服しなければいけないかということを中心に深く議論をすることができたかと思うんですが、一般の方に何かアピールをするというのはなかなか難しいところというふうにも感じておりますが、まずは規制委員会としてこのような公開でしっかり議論をして、委員も含めて保障措置の重要性について語っていくというところからスタートいたしまして、今後の展開をどうするかというところはなかなか難しいところではありますが、引き続きアピールというものには取り組んでいきたいと思ひますし、また保障措

置、関係者の皆さんもそのようなことを課題として様々取り組んでいただいているかなというふうには考えております。

(青砥参与) ありがとうございます。先ほどから話が出ていますように、六ヶ所の操業というか、しゅん工に近い。この機会ですので、是非様々な機会を捉えて、我々もそうですが、拡大結論や、包括的保障措置協定だとか、追加議定書という言葉が何を指し、どのような価値があるものなのかについて、是非アピールしていきたいと思います。よろしくお願いします。

私からは以上です。

(上坂委員長) それでは、畑澤参与から御意見を頂ければと思います。

(畑澤参与) 我が国における保障措置の活動状況について詳細に御報告いただきまして、ありがとうございます。また、拡大結論という認定を頂いたということは大変高く評価しております。

私の方の質問は、別紙1についてなんですけれども、この中で一番左の欄で、施設数の記載があります。加工、試験研究用炉、原子炉等々あって、合計すると2, 177施設、このうちのほとんどは非原子力利用で国際規制物質使用者ということになっています。この非原子力利用の施設というのはどういうところが含まれているのか、教えていただければと思います。

(中桐参事官) ありがとうございます。これは様々ございますけれども、例えば大学で実験や試験のために核物質を保有しているところですか、あとは非破壊検査など産業用の利用目的で核物質を持っているところもございますし、また、以前はそのような活動をしていたけれども、今は必ずしも活動をしていなくても硝酸ウラニウムなどの少量の物質を保有しているところ、こうしたところも含まれているということであります。

(畑澤参与) 分かりました。そうすると、そういうところというのは量としては少なめというか、少量を保持している。だけれども社会的にはとか、教育・研究を含めて重要な役割を担っている施設というふうに理解してよろしいものですか。

(中桐参事官) はい、ありがとうございます。量としては少ないですけれども、規制物質の利用者として適切な規制を遂行する義務がある方々ということであります。

(畑澤参与) そうしますと、その隣に保障措置検査実施施設等の数ということで、1, 877の右の隣は対象外になっています。それから、その隣の保障措置検査実績というのも対象外というふうに記載されていますけれども、ここは保障措置の検査自体は実際には行わない。だけれども一番右の欄でいうと核燃料物質管理報告書を提出するという仕組みになっているふ

うな理解でよろしいのでしょうか。

(中桐参事官) はい、御理解のとおりです。

(畑澤参与) そうしますと、この報告書を、この1, 877の小規模な施設は自己申告という形になるのでしょうか。報告書を提出するということですので、そこだけちょっと確認させてもらいます。

(中桐参事官) はい、ありがとうございます。これらの方々に関しましては、原子炉等規制法に基づきまして、半年に一度、その管理状況について報告を頂くということになっていて、それで頂いているということであります。

(畑澤参与) それが適正に、正確に行われているという確認のようなことは行われているということなんでしょうか。きちんと報告されているというのを検証するという仕組みもあるということなんでしょうか。

(中桐参事官) そうですね。原子炉等規制法の中ではこうした事業者も含めて、必要に応じて立入禁止などを行うというような権限としてはございますけれども、実際に昨年に関してはそのようなことは行わなかったということであります。

(畑澤参与) どうもありがとうございました。きちんとした報告、保障措置が行われているということ、大変高く評価したいと思います。是非この拡大結論というのが継続的に得られるように御尽力いただければと思います。どうもありがとうございました。

畑澤は以上です。

(上坂委員長) それでは、岡嶋参与から御意見を頂ければと思います。

(岡嶋参与) どうも昨年度の保障措置活動及びそれに基づいたIAEAからの拡大結論というものを得られているということ、それが23年間も継続しているということで、敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

これまでにすでに委員、参与の方が色々御質問されたので、重複することを避ける形で、私、一つだけ確認させていただきたいと思います。

それは2ページの最後になりますが、大型MOX燃料加工施設、つまり六ヶ所ですね。その保障措置機器の輸送というところで、IAEA、それからロスアラモス及びJAEAとの協議を進めて、測定機器について搬入を完了したという話がありますが、これはIAEAと国とが共有して使おうとしている測定機器なのですか、それとも我が国だけの測定器なのですか。それで、もし共有して使うとすれば、そういう共有して使うようなことが事例としてこれまでにあったのでしょうか。そして、その使い方に関して、測定データとしては得ら

れるデータが共有されるものですが、その後のデータ処理は I A E A と国が別々に行うのか、それとも共同で処理するのかというところを少し教えていただきたいと思います。

(中桐参事官) ありがとうございます。

これらの査察時期に関しましては、基本的には国と I A E A との共有ということと考えております。そしておっしゃっていただいたように、それぞれ生のデータが得られますので、それらの生のデータをそれぞれ受信をいたしまして、それぞれ I A E A と国がそのデータを解析をして、双方に齟齬がないかなどを確認していくという流れになってございます。

(岡嶋参与) 分かりました。そういう使い方というのは、他の事例でもあるということですか。

(中桐参事官) ありがとうございます。そのような使い方はこれまでもほかの施設、特に六ヶ所の再処理施設などでも同じような考え方で運営をしているものもあるということであります。

(岡嶋参与) 分かりました。今回に限ってでないということであれば、それはそれでいいかと思えますけれども、ある意味独立性の担保が必要かとも思いましたので、確認させていただきました。どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、小笠原参与からも意見を伺いたいと思いますが、聞こえますか。

(小笠原参与) はい、聞こえます。どうもありがとうございます。オンラインで失礼します。

中桐参事官、どうも御説明ありがとうございました。

2025年版の I A E A 保障措置声明において、我が国が引き続き拡大結論を得ることができたということは大変大きな意義を有すると考えます。特に東京電力福島第一原子力発電所の事故後の保障措置活動という、I A E A 側にも前例のないような難しい応用問題に取り組まれながらの拡大結論ですので、その意味は一層大きいと考えます。このために努力された規制庁の皆様やご関係の皆様にもまず敬意を表したいと思います。

この拡大結論は我が国の原子力活動に対する国際的な信頼の最も重要な基盤の一つと考えます。本年度は六ヶ所村の再処理施設、それから M O X 燃料加工施設などの竣工も予定されており、我が国の核燃料サイクルも新たな次元に入っていくことが期待されております。それだけにこの拡大結論を得るという意義は一層大きくなっていると思いますので、今後も継続して得られるように是非お願いしたいと存じます。

同時にこの I A E A 保障措置の受入れには一定のコストが伴っています。本日の御説明では保障措置検査等に要した作業量を、原子力規制委員会とそれから N M C C について、人・日ベースでお示しいただきました。保障措置を受け入れる事業者側にも多くの方が対応に当

たっており、承知します。また、発電所等では査察の受入れのために一時的に稼働を中止したり、あるいは活動を制限したりということもあるというふうに伺います。このような日本の受入れ側のコストが最終的には電力料金に反映され、直接間接に国民が負担するわけですから、拡大結論を得ることを飽くまでも優先すべきとは考えますが、そのために要するコストはできるだけ低く抑えていただくことが国益に資すると思います。この観点から、今日の御説明の中で単独保障措置検査の実施についての御紹介がありましたが、こういう取組は有意義でないかと思います。

また、国際的に見ても、世界全体で I A E A による包括的保障措置を義務付けられている非核保有国の中で、日本は核燃料サイクル等、高度な原子力活動を展開しておりますので、I A E A の保障措置に割く予算ですとか、あるいは査察官のワークロード等、資源の相当大的な部分が日本に集中しがちだと言われております。日本の観点からすれば、日本のように透明性が高く、法の支配の徹底した国に保障措置資源を集中するよりも、より核不拡散リスクの大きいところに資源を振り向けることが合理的だと考えられます。

このような観点から、日本は I A E A 保障措置のあり方についてもこれまで外交的、国際的に発信をしてきたと承知します。追加議定書の普遍化を進めて、I A E A により踏み込んだ権利を認め、更に種々の核不拡散リスクに関する情報を統合して判断できるような、いわゆる統合保障措置に移行していくと。このことによって I A E A の保障措置に関する限られたリソースを、より有効、合理的に活用しようという、そういう方向性を示してきたと言えます。このような保障措置の制度に関する外交努力は引き続き意義があると思いますので、外務省とも御相談されて、続けていただくことを期待したいと思います。

最後に一つ質問ですが、本年度予定されている再処理工場のしゅん工稼働、これに伴って、どの程度ワークロードが増えるのかということについて、今の見通しがあればお聞かせ願いたいと思います。別紙 1 の表に保障措置検査実績の人・日でお示しになっておられて、再処理のところに 7 1 7 人・日となっていますけれども、例えばこの人・日がどの程度増えるというふうに見通されているのかについて、伺いたいと思います。

(中桐参事官) ありがとうございます。

最初に御指摘いただきました保障措置活動の効率化につきましては、I A E A も常に問題意識を抱えて、最近の会合でもよく I A E A とともに協議をするところでもありますので、引き続き話をしていきたいと思ひますし、御指摘のとおり、外務省ともよく連携をして取り組んでまいりたいと思ひます。

御質問の六ヶ所再処理施設のしゅん工に伴うワークロードにつきましては、今色々 IAEA ともまだ協議をしているところということで、確たることは申し上げることがなかなか難しいところでもありますけれども、例えば 2006 年から 2008 年まで、アクティブ試験を六ヶ所再処理施設で行っていた頃の保障措置検査実績などにつきまして、核物質管理センターがまとめた数字などを少し御紹介をいたしますと、そのときは大体年間で、日本全国で 2,800 人・日といったような数字などもあって、現在でいうと 2,000 人・日、昨年の実績と比べても約 1.5 倍弱、1.4 倍ぐらいのワークロードが掛かっていたということが一つ大きな手掛かりとなっているかなと思います。

こうした過去の実績及び近年の再処理施設での保障措置手法の協議も踏まえまして、引き続きこのワークロード、それに伴う必要な査察官の数といったようなものを見積もって、しっかりと手配担保をしていきたいと考えております。

以上です。

(小笠原参与) どうもありがとうございます。ワークロード増えることはかなり正確に見通せるのではないかと思いますので、この IAEA 側も増やしてくると思いますけれども、それを受けて立たれる原子力規制庁におかれても、しっかり人員と体制を整備されて臨まれることを期待したいと思います。

どうもありがとうございました。

(上坂委員長) それでは、上坂から意見を述べさせていただきます。

実は昨日、吉橋委員と事務局とで六ヶ所の日本原燃の視察へ行ってきました。まさに今日もお話のあった IAEA と規制庁による保障措置のその現場を視察してきたところであります。本当にしっかりやられているなど。また、本当に規模の大きい計測器も用意されているなどということもよく理解しました。今後、再処理工場のしゅん工、そして核燃料サイクルが本格的に稼働と。そういう意味では本日御説明をいただいた査察までの実績の核物質の保障措置、これが絶対必須条件でありますので、今後とも IAEA と協力して、この保障措置の充実をお願い申し上げたいと思います。

それから、別紙 1 の上の表の一番左の非原子力利用国際規制物質使用者のところ、1,877 名ですけれども。これ毎年お伺いしているのですが、この中に少量の用途不明確な核物質の湧き出しがあると思うのですが、この 2025 年は何件ぐらいあったんでしょうか。

(中桐参事官) ありがとうございます。

昨年度ということなので、少し区切りは違いますけれども、我々の年報の中で御報告して

いる数字として、約40件の湧き出しがあったと。これ必ずしも全てがこの非原子力利用の処理というわけではございませんけれども、それぐらいの数字が毎年のように規制委員会の方に報告されているということでもあります。

(上坂委員長) その一部は各地域の代表たる大学の核物質管理センター相当に移管して管理しているということでもあります。それで原子力委員会としても、日本原子力学会の核物質R I分科会と連絡を取って、大学・研究機関での核物質R Iの廃棄物の合理的な処理処分の議論をしているところでございます。また、吉橋委員もその分科会の委員ですので、こういう形でしっかり連絡を取りながら議論しているところでございます。

それから、別紙3ですが、国際的な保障措置声明による評価結果の概要でございます。左側に保障措置協定の種類がございまして、そこに記述されている国の数があります。評価結果があります。

これ、実は去年の表と比べますと若干の変化があるということ。それからイランですね、今非常に新聞等々で報道されているイランがどこにあるかを教えていただければと思います。

(山田総括補佐) 保障措置部門の山田です。

そうしましたら、別紙3を見ながら説明させていただきます。

まず、包括的保障措置協定のみ適用されている国の合計数につきまして、去年は45でしたが、今年は真ん中の方にあります44となっております。これにつきましては、まず同じカテゴリーの中の「いかなる保障措置結論も導出できず」に該当する国の数が去年は14だったところが、今年はグレナダ、ザンビア、セントビンセント及びグレナディーン、この3か国が外れて、今年は11になっています。この3か国のうち、グレナダとザンビア、これは今年32となっている「申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない」というカテゴリーに移っております。そうしますと、そのカテゴリーは昨年31だったものですから、プラス2で33となるところですが、もともとこのカテゴリーに含まれていましたイラン、これが今年はその下の「2025年6月の軍事攻撃の影響を受けていない施設等における申告された核物質について、平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない」、こちらのカテゴリーに移ったと考えられますので、33マイナス1となりまして、結果として今年は32となっていると考えます。

先ほど申し上げたセントビンセント及びグレナディーン、これにつきましては、包括的保障措置協定と追加議定書の両方が適用されているカテゴリーのうち、今年63となっています「申告された核物質について平和的な原子力活動からの転用の兆候は見られない」かつ

「未申告の核物質及び活動がないことに関する評価は続行中」という、こちらのカテゴリーに移動しております。また、包括的保障措置協定と追加議定書の両方が適用されているカテゴリー、こちらのうち、昨年は「いかなる保障措置結論も導出できず」、こちらに分類されていたキルギスが、今年はセントビンセント及びグレナディーンと同じカテゴリーに移動しております。そのため、同カテゴリーは昨年61だったのですが、今年はセントビンセント及びグレナディーンとキルギスが追加されたことでプラス2となりまして、今年は63となっております。

また、包括的保障措置協定及び追加議定書が適用されている国、これは昨年137だったところ、今年は138となっておりますのは、先ほど申し上げたセントビンセント及びグレナディーン、こちらが包括的保障措置協定のみ適用されている国から移動してきたためとなっております。

なお、キルギスにつきましては包括的保障措置協定及び追加議定書が適用される国という同じカテゴリーの中での移動になりますので、合計数に影響はございません。

以上になります。

(上坂委員長) ありがとうございます。

それでは、この表では、イランはこの44の中の1ということになるわけですね。

(山田総括補佐) はい、おっしゃるとおりです。

(上坂委員長) 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、御説明どうもありがとうございました。

議題(1)は以上でございます。

(中桐参事官) はい。ありがとうございます。

(上坂委員長) それでは、説明者におかれましては、御退席の方、恐縮ですがよろしくお願いいたします。

(規制庁 退室)

(上坂委員長) 次に、議題(2)について事務局から説明をお願いいたします。

(井出参事官) それでは、今後の会議予定について御案内いたします。

次回の定例会議につきましては、令和8年7月28日火曜日、15時から、場所が中央合同庁舎8号館6階623会議室、議題については調整中であり、原子力委員会ホームページなどによりお知らせをいたします。

以上です。

(上坂委員長) ありがとうございます。

その他、委員から何か御発言ございますでしょうか。

御発言はないようですので、これで本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。
ありがとうございました。

－了－